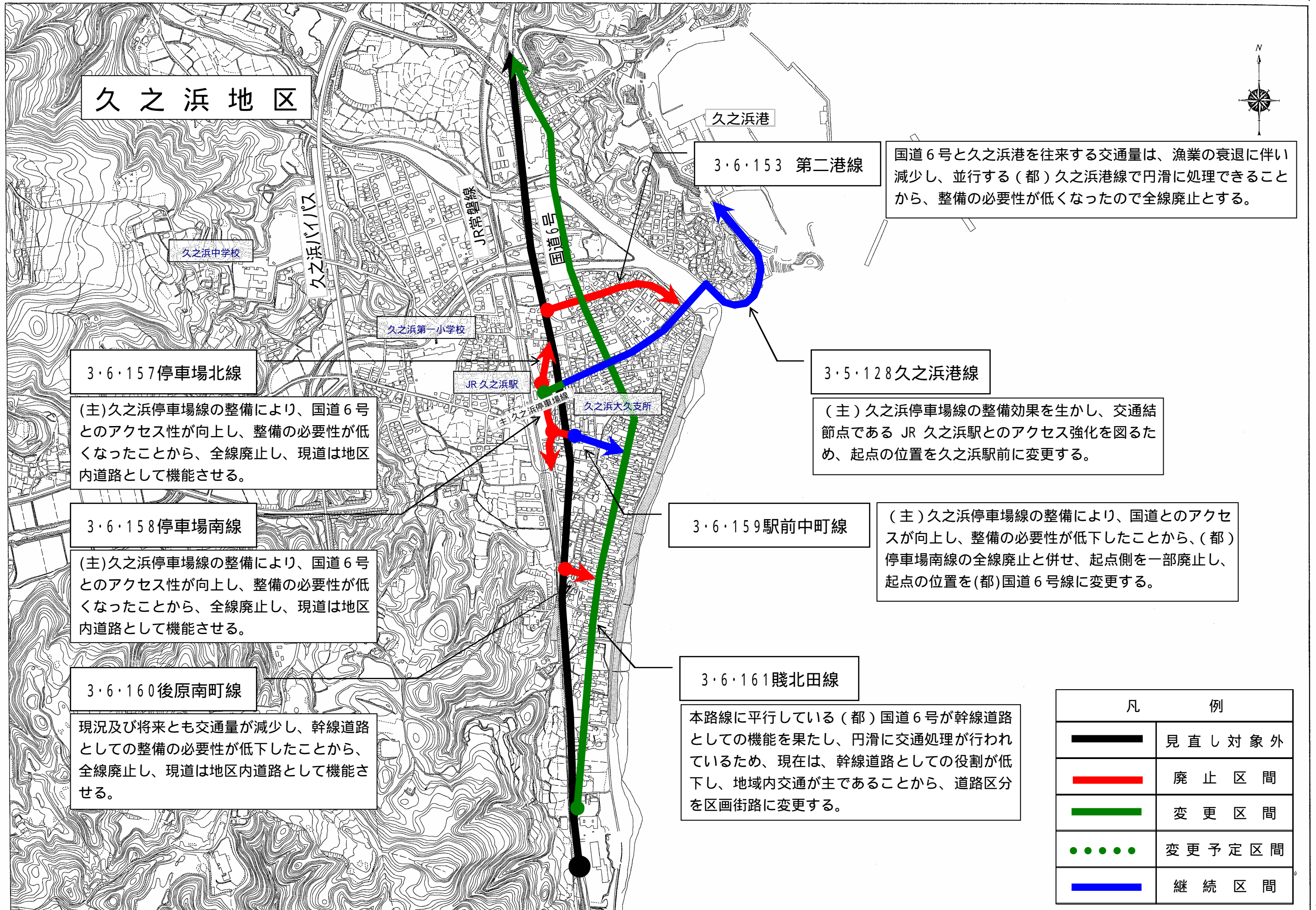


10. 地区別見直し計画



久之浜地区

久之浜港

3・6・153 第二港線

国道6号と久之浜港を往来する交通量は、漁業の衰退に伴い減少し、並行する(都)久之浜港線で円滑に処理できることから、整備の必要性が低くなったので全線廃止とする。

久之浜中学校

久之浜バイパス

JR常磐線

国道6号

久之浜第一小学校

3・6・157 停車場北線

(主)久之浜停車場線の整備により、国道6号とのアクセス性が向上し、整備の必要性が低くなったことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。

3・5・128 久之浜港線

(主)久之浜停車場線の整備効果を生かし、交通結節点である JR 久之浜駅とのアクセス強化を図るため、起点の位置を久之浜駅前に変更する。

JR 久之浜駅

久之浜大久支所

3・6・158 停車場南線

(主)久之浜停車場線の整備により、国道6号とのアクセス性が向上し、整備の必要性が低くなったことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。

3・6・159 駅前中町線

(主)久之浜停車場線の整備により、国道とのアクセスが向上し、整備の必要性が低下したことから、(都)停車場南線の全線廃止と併せ、起点側を一部廃止し、起点の位置を(都)国道6号線に変更する。

3・6・160 後原南町線

現況及び将来とも交通量が減少し、幹線道路としての整備の必要性が低下したことから、全線廃止し、現道は地区内道路として機能させる。

3・6・161 賤北田線

本路線に平行している(都)国道6号が幹線道路としての機能を果たし、円滑に交通処理が行われているため、現在は、幹線道路としての役割が低下し、地域内交通が主であることから、道路区分を区画街路に変更する。

凡 例	
	見直し対象外
	廃止区間
	変更区間
	変更予定区間
	継続区間